

金融審議会金融分科会第一部会「中間整理」に対する意見

平成17年9月30日

(社)第二地方銀行協会

投資サービス法の制定により、幅広い金融商品を対象とした包括的・横断的ルールの策定等を通じ、利用者の満足度の高い、活力ある金融・資本市場のシステム構築が図られることは極めて意義のあることと考える。

ただし、「中間整理」は、抽象度の高い取りまとめ段階のものであり、今後具体的な法制化の段階においては、以下の点に留意し、慎重な検討をお願いしたい。

投資サービス法制定の目的が、利用者保護を拡充するとともに、金融イノベーションを促進することにあるとすると、過重な規制を課することが必ずしも利用者保護にはつながらないことに留意し、徒に規制を強化したり、事業者に対する必要以上の規制対応コストを課すようなことのないようにしていただきたい。

例えば、預金商品については、投資性よりも決済サービスの機能が強いことに加え、現行の販売・勧誘ルールも適切に運用されており、利用者保護は十分確保されていると考えられることから、追加的な規制の必要はないものとする。

また、不招請勧誘の禁止の義務付けについては、投資家に対する情報提供の機会が失われるなどの弊害が懸念されることから、トラブルの実態などを踏まえつつ、十分慎重に検討していただきたい。

貯蓄から投資に向けて市場機能の充実とその信頼性の向上を図るためには、利用者にとって分かりやすい法体系とし、それにより、利用者にとって必要な情報が容易に入手でき、適切な販売が確保される枠組みを構築することが重要である

と考える。そのためにも、金融商品の特性・役割・位置付けや利用者保護の必要性等を十分勘案しつつ、利用者利便の向上につながるような明確かつシンプルな法体系としていただきたい。

引き続き、幅広く関係者の意見を求め、より良い内容とするためにも、今後の審議状況について、積極的な情報開示をお願いしたい。

以 上